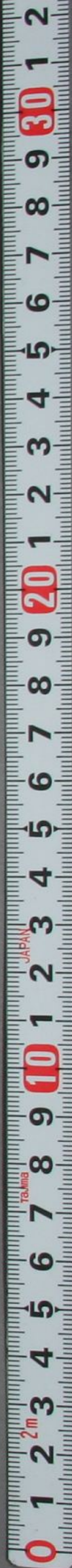


滑稽目雜俎

頁上

特別
~ 5
6326
19



清秘日雜談卷之十九目錄

冬 十月部上

初冬 虹藏不見 天為上騰地氣下降 閑寒而為冬

五 霜 日 本枯

日 初雪 七 寒之返

日 雪垣 言年八 更衣旬

十 智積院 湯氣

日 玄猪 木代村 亥子餅

日 幸摩忌 五 十夜念佛

日 維摩舍 廿 金田經系

日 東寺 權頂 廿三 淨影講

日 赤 康王院 舍利 函帳

日 六 吉祥院 函帳

水始冰 地始冰 雉入大水為蜃

二 十月 異名

日 六 枯雪

日 冬之川 言其少 言其多

日 九 神道

日 拜墳

日 十一 射場始

日 下元日 水官解厄

日 東福寺 開山忌

日 惠比須講 廿七

日 小雪節

日 時雨 液雨

日 志事記

日 燻軍

日 燻糟之會

日 孫菊宴

日 十八 真福寺 法花會

日 梅尾 佛養良

日 誓文拂

廿 丹波守宗 廿八 法橋 大業舍 廿九 大根申文 三十 白字所為



滑稽雜談卷之第十九

冬之部

四時堂共諺編錄

○冬

○禮記曰冬之為言中也中者藏也注物

之藏必自外而入內故曰中者藏也○前漢律曆志曰冬

終也万物終藏也○蔡邕月令曰冬終也万物於是終也

○易通統圖曰日行北方黑道曰北陸謂之冬○和訓廣解

曰冬之字亦訓之曰冬之字亦訓之曰冬之字亦訓之

異名類 玄英 ○尔雅曰冬曰玄英郭璞云氣黑清英

玄冬 梁元帝纂要曰冬曰玄冬 安寧 三冬

九冬 上 靜順 貞冬 信冬 隆冬 嚴冬 陵冬

頽冬 窮冬 元冬 盛冬 大冬 黑帝 ○索隱曰文

耀鈞云比宮黑帝其精玄武

○立冬

○素問注曰立冬節初五日水始冰次

五日地始冰後五日雉入大水為蜃 ○是十月節之三候也

△水始冰

○礼記月令曰孟冬之月水始冰

△地始冰

○曰曰孟冬之月地始冰○是亦如也

△雉入大水為蜃

○同曰孟冬之月雉入大水為蜃注

蜃蛟屬此亦飛物化潛物也晋武庫中忽有雉雉張華曰此必蛇化為雉也閑視雉側果有蛇蛻類書有言雉与蛇交而生子々必為蟻不皆然也然則雉之為蜃理或有之

○潛確類書曰蜃狀似螭有角有耳埤雅曰蜃氣作樓臺將雨即見丹碧隱然如在烟霧今俗謂之蜃樓○大和

○月令曰孟冬之月雉入大水為蜃也古書と多考ふべし況と是と(全)今蜃事類考大略一必蜃能吐氣也梅香の後を以也

○小雪節

○素問注曰小雪氣初五日虹藏不見

見次五日天氣上騰地氣下降後五日閉塞而成冬

△虹藏不見

○月令曰孟冬之月虹藏不見注

陰陽氣交而為虹此時陰陽極平并故虹伏虹非有質而曰藏亦言其氣之下伏耳

△天氣上騰地氣下降

○曰書曰孟冬之月天氣上騰地

氣下降

△閉塞而成冬

○曰書曰孟冬之月天地不通閉

塞而成冬注 不交則不通々々則閉塞○よと事十月此中

の二氣を以て閉塞と云ふも氣候也此を以て事

十月之部

○十月

異名 孟冬 ○月令曰孟冬之月 上冬

纂要 梁元 橋陽 爾雅云十月得乙日橋陽注 陽月 坤月 易 吉月

後漢 大章 傳 大月 春 秋 陽止 詩 坤月 易 吉月

陰月 陽月 寶典注 小春 和 暖 似 春 故 名 小 春 小 呂

玄仲 應鐘 ○律曆志曰言陰氣應亡射該臧万物而雜

陽閏種也位於亥在十月 ○白虎通曰應者應也言万物

應陽而動下藏也

和名 神之月 ○法備集儀禮曰春共之月之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

○神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

神名 孟冬之神曰孟冬之神也

後多言鬼神之事と云はるる鬼神之說神陽の魂より十月は極陰の月
 といふは陽より八卦を以て西の陽と乾陰運に於て九月十月は陽より出
 雲開き日影の西より出れば十月は極陰の月といふは極陰の月といふは
 の後多言也 ○ 高素賢神代志曰伊弉册言いしは極陰の月といふは
 中より出れば十月は極陰の月といふは陽神の事なるに極陰の月といふは
 唱ふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 十曾極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 九月十日は極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 二の事なるを以て極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月

神正月 何れもはての事なるは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 神正月 何れもはての事なるは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月

神正月 何れもはての事なるは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 時四月 何れもはての事なるは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 拾月 何れもはての事なるは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月
 初月 何れもはての事なるは極陰の月といふは極陰の月といふは極陰の月

少月

○ 欽石 五雜組曰十月謂之陽月先儒以為純陰之月嫌
 於無陽故曰陽月此臆說也天地之氣有純陽必有純陰
 豈能諱之而使有者如女國諱其無男而改名男國庸有益
 乎大凡天地氣陽極生陰當純陽純陰用事之月而陰陽
 之潜伏者已駸々萌蘖矣故四月有亢竜之戒而十月有
 陽月之稱即天地之氣四月多寒而十月多煖有桃李生
 華者倍謂之小陽春則陽月之義斷可見矣 ○ 良安曰以
 十月稱神無月者坤卦無陽之謂也

活より（新編信州の古名より） 活より（古名より） 活より（古名より）

万十（古名より） 甚毛（古名より） 勿（古名より） 勿（古名より） 勿（古名より）

△ 新編

あま（古名より） 首（古名より） 首（古名より） 首（古名より）

△ 吉女

伏青女乃出以降霜雪注高誘曰青女天神主霜雪者

○ 本枯

木葉落凡吹振其枯枝也山根枯於層嶺曰厥凡

過木上曰厥或云和俗志 ○ 八（古名より） 八（古名より） 八（古名より）

武（古名より） 武（古名より） 武（古名より） 武（古名より）

の（古名より） の（古名より） の（古名より） の（古名より）

○ 枯好

整或省作整 ○ 朱异曰風林之蕭瑟寒野之蒼茫 ○ 沉約

賦曰傍窮野指荒郊編霜萎 ○ 半（古名より） 半（古名より） 半（古名より）

又（古名より） 又（古名より） 又（古名より） 又（古名より）

の（古名より） の（古名より） の（古名より） の（古名より）

万八（古名より） 万八（古名より） 万八（古名より） 万八（古名より）

○ 枯（古名より） 枯（古名より） 枯（古名より） 枯（古名より）

枯（古名より） 枯（古名より） 枯（古名より） 枯（古名より）

○ 萬（古名より） 萬（古名より） 萬（古名より） 萬（古名より）

○ 中（古名より） 中（古名より） 中（古名より） 中（古名より）

○ 中（古名より） 中（古名より） 中（古名より） 中（古名より）

○ 中（古名より） 中（古名より） 中（古名より） 中（古名より）

○ 按、言月とて、（一） 月令曰、孟冬之月、始雪、

○ 初雪、（二） 初雪、初雪、（三） 初雪、（四） 初雪、

○ 初雪

○ 事根原辨、曰、初雪、人未嘗初雪、

○ 禁、（一） 禁、（二） 禁、（三） 禁、（四） 禁、

○ 秘抄、曰、年内、雪蒙、催所、衆、滝口、

○ 初雪、曰、初雪、曰、初雪、曰、初雪、

○ 初雪、曰、初雪、曰、初雪、曰、初雪、

○ 初雪、曰、初雪、曰、初雪、曰、初雪、

○ 初雪、曰、初雪、曰、初雪、曰、初雪、

○ 初雪、曰、初雪、曰、初雪、曰、初雪、

○ 初雪、曰、初雪、曰、初雪、曰、初雪、

○ 初雪、曰、初雪、曰、初雪、曰、初雪、

○ 初雪、曰、初雪、曰、初雪、曰、初雪、

○ 萬二千、（一） 萬二千、（二） 萬二千、（三） 萬二千、

○ 初寒、（一） 初寒、（二） 初寒、（三） 初寒、

○ 寒

○ 説文曰、寒、凍也、从、人、在、冫、下、

○ 覆之下、有、人、釋名曰、寒、捍也、捍、俗也、

○ 論語篇、曰、歲、

○ 寒、然後、知、松、栢、之、後、彫、也、

○ 連、方、初、武、極、白、雪、一、秋、一、冬、二、三、

○ 初、寒、曰、初、寒、曰、初、寒、曰、初、寒、

△ 互

○ 月令曰、孟冬、注、疏、互、因、也、謂、堅、固、

○ 廣、韻、曰、互、寒、凝、也、

○ 劉、楨、賦、曰、冰、

○ 張、平、子、賦、曰、涸、陰、互、寒、日、北、至、而、合、凍、

○ 漢、

○ 月、令、曰、孟、冬、之、月、始、雪、

○更衣一日

○月令曰孟冬之月天子始裘注周

礼季秋献功裘至此月乃衣之也○江次茅曰十月一日
平且掃部寮女官上紫宸殿御隔子懸御帳帷壁代四月注
見○その後傳曰十月一日之師女を掃部寮の御隔子と都て衣の

あまのきき○正徳元曰十月一日のあまのききは
あまのききはあまのききと云ふ也○今按ふ更衣は
あまのききはあまのききと云ふ也○今按ふ更衣は
あまのききはあまのききと云ふ也○今按ふ更衣は

○旬一日

○日本紀曰天武天皇五年冬十

月乙未朔置酒宴群臣○江家次茅曰孟夏旬日之十月
旬給氷奠其儀番奏之後未奏内案前給氷奠其儀陪膳
采女隨天氣執供御膳之氷奠來於王卿之座貫首者跪
傳取置大盤著本座令召内豎引下每人以匕一度搔取

者裏書曰件氷奠○予中根傳曰十月下天皇南庭山御りて節

舎あり是と盡すの旬と也二秋の後水新と那長は其大の氣は盡す
と向と云酒を冥陽解す宋屋あり由奠塩を添て給を塩きと云也
元弘三年 活まら山代のみおとらひと云ふ人よりよはらあり強記主

○神道一日

○毛吹事曰神道一明但任事の神は九月

晦也○按神道といふは俗言なりといふもや中流と事云社も小
社もといふは神道なり一任事の神道といふは中流の社人なりともはた
く一任事の神なり月と云ふ事く神の集はるる之流の神を附合して神
と云ふ神なり或は神の集はるるなりと云ふ事と云ふは任事を向と云ふは
任事なり也又何如集の好まら神は月のなりと云ふは神は月のなりと云ふは

○爐周一日

○事物紀原曰爐周礼天官冢宰属

宮人凡寢中共炉炭則炉三代之制也○廣韻曰炉火灶
又炉治也○呂原明歲時雜記曰京人十月朔沃酒乃炙

齋肉於炉中團坐飲啣謂之炉塘○夢華錄曰十月朔有
司進炉炭民間皆置酒作煖爐會○順和名曰声韻云火
炉火所居也楊氏漢語抄云○今和俗名煖室稱煖室曰
煖室煖室乃今俗名也○今和俗名煖室稱煖室曰
煖室煖室乃今俗名也○今和俗名煖室稱煖室曰
煖室煖室乃今俗名也

△火達切

新暖閣註陳高生云煖閣冬用之物○歐陽炯詞云紅炬

煖閣佳人睡或傳曰和俗名煖室也○煖室乃今俗名也
是火名也陰之謂之煖格應之者也方也又曰月吉格也
煖室乃今俗名也
煖室乃今俗名也
煖室乃今俗名也
煖室乃今俗名也
煖室乃今俗名也
煖室乃今俗名也
煖室乃今俗名也
煖室乃今俗名也
煖室乃今俗名也

○智積院論義十一日

長年中豐臣秀吉為嫡子棄君妙心寺南化和尚使開基

祥雲院至御當家建祥雲院于紀州根來寺覺鏊之流真

言新義之道場也然法義日衰刺僧徒勵武動對武家為

離織田信長公怒之燒伽藍滅僧徒後撰殘僧之中傑出

之者偶有二人其一人任長谷小池坊一人令任智積院

是為兩能化再與新義之法流使導所化僧每年自十月

朔日至同十二日修論義所化來集者及數百人元亨親

親覺鏊姓平氏肥之前州人將門之屬胤也云云

○今世之世也

○今世之世也

○拜墳一日

拜之感霜露也寒食則又從常礼祭之飲食則稱家有無

○程子遺書曰拜墳則十月一日

張子曰寒食与十月朔日展墓亦可為草木初生初死
家礼集要曰韓魏公以十月一日墓祭○夢華錄曰十月
朔都城士庶出城饗墳禁中車馬朝陵如寒食節○南粵
志曰十月朔日國中凡俗皆作糴糒或作京飩以祀先祖
蓋告冬之義也

○燠糟と食ふ一日 ○歲時記曰荊俗十月一日食燠

糟○唐杜甫詩曰燠糟華一盤 ○是あのころおたあわては

をまの御書載之也と云る

○そ猪上亥日 ○政事要略十第廿二曰藏人式云十

月初亥日内藏寮進殿上男女料餅各一 ○又曰群忌隆

集云十月亥日食餅除万病私曰本朝書籍目錄曰藏人

人 ○徐玄初學記卷二雜五行書曰十月亥日食餅令久

無病 ○公事根源曰家子餅は餅の内藏寮より進せり餅餠と云る

つと十月の亥日餅を食ふれば病を治すといふははらへり

延壽の神延壽の神は病を治す神なり 延壽の神は病を治す神なり

とて大抵延壽神高きと云ふを云ふは延壽の神なりと云ふは

延壽の神なり ○小林四世の傳言は延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

なりと云ふは延壽の神なり ○延壽の神は延壽の神なり

之五と稱して古例より従ふ也 ○補 南時中事曰御嚴重厳重を指す 通用羊肝

と羊羹を牛脾と一處二番三番言日 能魂方稱盛櫃母は由能方より調とく
求肥と云ふ 御嚴重道喜調進之 柏右田新衛士赤 調進之 執奉高金家

はくは世所なり調とく 是れは解の形ハアタキ也赤と白と下中と
少き向の上のそと牛并し一對居て三方あきて是と書の新儀もは儀は

御重儀を付梓して解と書は是れ也時 神なり時毎の由折あり小
取ありの由人信のいと唱つる 是れ御重のいと小の御重の由折あり小

り女形人を見視し等 神なり時毎の由の のそとあ梓の中は是と書は是れ也
御嚴重 初 彌 解重赤白の中折あり
係は執事と居て是れ係 後折あり 係は信下赤解地下白解 是れは

古儀も人のまゝとてはききとせし包解とてはききとせし 親王方少重とては
取内とのそとあ少重あせし包解のそとあ少重あせし 中折あり 是れ係内折あり

解ありとて下白解あり 或は是れを解とてはききとせし
△清國 中代村をまゝ員 ○ 松陽群傳曰能魂方部本代村門を更

新代守家の境因に阿方大竹林と圍して入無き也 家純曰往古より

無事と稱して解と書は是れ也 神なり時毎の由折あり昔は及切細大丸の

中儀は八儀の神なりと圍て書は是れ也 信長は神なりと居る

の屋敷御古例折折あり とも四礼と書は是れ也 終書例のよと居る

少儀大とては清長とては 解重と書は是れ也 是れは折折して是れ也

あり是れ也 是れは折折して是れ也 是れは折折して是れ也

夫とては是れ也 是れは折折して是れ也 是れは折折して是れ也

減及八九十千科米穀重賞のそとと書は是れ也 是れは折折して是れ也

ははははは 一名ははははは 是れは折折して是れ也 是れは折折して是れ也

のそとと書は是れ也 是れは折折して是れ也 是れは折折して是れ也

時とては折折して是れ也 是れは折折して是れ也 是れは折折して是れ也

折折して是れ也 是れは折折して是れ也 是れは折折して是れ也

性を世帯おきおひのひにそ船来りつりは倍倍よりおれ法
 本おれ身のおまふ人と足倍り此のま物にほひて増るるありしを
 なるとり群衆の夥きとりつりはし今よりお仕の法をお法士
 二方おれしとるる聖後の解と神ありし

○射場始五日

○江家次第日十月五日射場始

藏人式七日五日射場殿欄内并西门敷滿筵其上寄西
 依當殘菊宴也立平文御倚子下口座如賭弓南北立置物机各一脚其
 中间立凡炉一脚其東置御矢臺杖四其上置鞞并弓懸
 御後立大宋御屏凡二帖弓場東砌南逼土居敷所司口
 座一枚為的付座棚屋張紺布上之八字件棚去射場九
 七丈五尺安福殿南一間敷折薦帖為射手座天皇出御
 上薦次將一人執昼御座御劔前行帶劔排箭侍臣排箭
 御弓場殿之後出居次將一人著持候天氣召曰某仰日
 的懸次將向陣召公卿々々於敷政门外執執弓上卿以
 藏人頭令申能射人告其人裝束立繼射之公卿兩侍
 取矢給公卿衝重無飯每人二令次給出居次侍臣或有
 勸盃次召取掌其人到上卿前居射折交名也上卿令藏
 人頭奏度數賭物并射手人之事所掌豫注折紙排懷中

依上卿命奉之次示所掌令書之先書前後字次書度數
 少賭物构綠廣別記似橘實如柚大而倍長味奇酥書畢
 取副弓於筒進御所不及御座七八尺膝行三度留候翻
 筒經天覽畢次日裝公卿如初取筒弓等着的付座藏人
 所給衝重飯六位以內藏懸物緋五尺付木枝付射分錢
 一机二人昇之立柱下又懸后官所獻女裝懸物次射手
 立繼射之二度間供御菓子干物云度數依時議不必三
 度射畢公卿列立再拜上卿令奏勅許後所掌着座召某
 人其人參候所掌傍所掌取懸物給也還御公事根源曰

射場始五日の事は左の如し
 射場殿の欄内并西门敷滿筵其上寄西
 依當殘菊宴也立平文御倚子下口座如賭弓南北立置物机各一脚其
 中间立凡炉一脚其東置御矢臺杖四其上置鞞并弓懸
 御後立大宋御屏凡二帖弓場東砌南逼土居敷所司口
 座一枚為的付座棚屋張紺布上之八字件棚去射場九
 七丈五尺安福殿南一間敷折薦帖為射手座天皇出御
 上薦次將一人執昼御座御劔前行帶劔排箭侍臣排箭
 御弓場殿之後出居次將一人著持候天氣召曰某仰日
 的懸次將向陣召公卿々々於敷政门外執執弓上卿以
 藏人頭令申能射人告其人裝束立繼射之公卿兩侍
 取矢給公卿衝重無飯每人二令次給出居次侍臣或有
 勸盃次召取掌其人到上卿前居射折交名也上卿令藏
 人頭奏度數賭物并射手人之事所掌豫注折紙排懷中

今日孟冬之月天子乃命將師講武習射御角力 國語
日三時務農而一時講武○此の三時は中華に於ては

神を拜らるるをいふなりや神を拜らるるをいふなり
神を拜らるるをいふなりや神を拜らるるをいふなり
神を拜らるるをいふなりや神を拜らるるをいふなり

○張菊宴

曆十六年十月癸亥曲宴酒酣皇帝歌曰己乃己呂乃志

具礼乃阿米尔菊乃波奈知利曾之奴倍歧阿多良藕乃

香乎賜五位已上衣被○管家文草曰茅惜殘菊各分一

字應製序云黄花之過重陽世俗謂之殘菊○此の根原曰

昔菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

たはつて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて菊の宴ありありとて

右方延光初臣等之請の爲むに和を以て漢を以てり

左方 あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり

右方 あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり

左方 あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり

右方 あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり

左方 あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり あまのつらき 病を以てり

○連磨志 五日

○元亨尺書 第一日 菩提達磨者南

印度香至王茅三子也蕭梁普通元年庚子來支那与武帝說茅一義帝不契乃渡江入魏居嵩山少林寺經九白歸天竺其後八十有六年吾推古二十有一歲癸酉遊此方十有二月朔太子聽過和之片岡於時達磨作飢人貌弊服襤縷而卧路傍眼有異光其體甚香太子見之令問姓名磨不對太子作和哥問之磨便以和歌酬之其歌詞

共在国史之推古紀也日本紀曰太子到飢人所脱紫衣 个多鳥个夜摩迺伊比个字惠伊布勢留多比々等阿波 礼於夜那斯時飢人擗頭奉答曰伊加孝个野等美能於 加和迺能奈波和須成咩云云 太子与飲食亦脱衣付而 伎弥能弥奈波和須成咩云云 日乞快安寢言已飯官遣入看之使者復言飢人既殂太 子悲慟命駕馳赴死所親率臣僚封樹焉 往云云 ○傳燈錄 日師將滅度期城大守楊銜之請曰願師久住世間化導 群有師曰吾即逝矣不可久留根性万差多逢患難銜之 未審何人弟子為師除得師曰吾以傳佛秘密利益迷途 害彼自安必無此理銜之曰師若不言何表通变觀照之 力師不復已乃為識曰江搓分玉浪管炬用金鎖五口相 共行九十無彼我銜之聞語莫究其端默記于懷礼辞而 去師之所識雖當時不測而後皆符驗時魏氏奉神々雋 如林光統律師流支三藏者乃僧中之鸞鳳也觀師演道 斤相指心每与師論議是非峰起遐振玄風普施法雨而

偏局之量自不堪忍競起害心數加毒藥至茅六度以化
緣已畢傳法得人遂不獲救之端居而逝即後魏孝明帝
大和十九年丙辰歲十月五日也其年十二月廿八日葬
熊耳山起塔於定林寺○佛祖通載九云舊唐史云後魏
未有僧達磨航海而來既卒其年魏使宋雲於葱嶺回見
乏門徒發其墓但有隻履而已又孝莊帝有此實錄也又
謂光統律師菩提流支教下毒害師々遂不救嗚呼甚哉
光統流支法門竟象詎能尔乎是皆立言者誤也○此の
是後即之考るは此の禪門の初祖として海峽の
の如く達磨王の師として堂の頭と唱へ法山の如くともあり

○十夜念佛

初七日

○無量壽經曰於此修善十

日十夜勝於他方諸佛国土為善十歲○鎌倉光明寺緣
起云每年號十月十夜有執行別時念佛柳尋其濫觴從

真正極樂寺

洛陽真如堂也

本尊之靈驗始此本尊者乍去慈覺

大師御造立源生身

彌陀如來御座也其故天長十三代

淳和

年中江州志賀郡苗鹿明神慈覺有對面有請望如

法堂番神入殿時被寄進栢木柱一本從斯木元切口每

夜放光恠茲見打破一片坐像佛一片立像形容木目鮮

以此異木彌陀坐像一體造立蓮花部印而大師隨身奉

持後日吉社成念佛堂本尊也其後仁明天皇從求法請

大師蒙入唐勅宣美和五年六月廿二日勅使參議右大

弁兼實相摸守藤原常嗣回船至唐土登天台山到五臺

山逢諸大德傳顯密法殊於北臺普通院奉值遇生身文

殊菩薩唱極樂世界八功德池浪音傳曲詞受持引声於

陀經引声念佛在唐間從會昌亂令艱難求法經年美和

十四年十月飯朝於船中依有失念彼引声一曲燒香礼

拜祈誓自虚空船帆上小身彌陀住立香煙上唱成就如

是功德莊嚴時隨喜肝膽至心信樂來至我朝可濟度一切衆生不偽本願移我法衣有祈念面會影向累取袈裟飯京先年以殘置片木弥陀立像一刀三礼彫刻長三尺九寸九分迎來令腹身彼船中化佛其時大師向像云有成當山田頓行者四種三昧本尊三度振冠為滿御本願下聚洛而有可濟度罪障甚深女人三度點頭故雖可奉移聚洛大師執心在世回奉置敷山安常行堂仁喜元年代文帝又以將來引声誦經念仏備常行三昧勤行又本尊出洛者大師滅後也扱十夜法要者人王百三代後花園帝御宇永亨年中征夷大將軍源義教執權伊勢守平朝臣貞經同子息兵庫頭貞國法名真蓮者從若年深飯弥陀誓願事口称念仏現當二世共奉頼如來或時借案三界有為轉變思想遷流無常參詣彼本尊始三日三夜念仏三夜明方剃髮思定真眠為向五更時枕上立高僧一人云汝現

當共頼我志全無偽來世任起世願今世事可相待今三日亦以詠歌示心陀仁立仕誓尔叶奈者世濃營者登仁茂角仁茂任此勅夢先遁世事思留處翌日父伊勢守為上意令隱居從給吉野後号吉野貞國如瑞夢延三日定家督繁昌雖不尋常々參詣本尊無懈怠此瑞夢露顯達上関續三日三夜令真行七日七夜念仏依此美始十月十夜勤行儀式徧從覺大師法式引声誦經念仏外無他事負國中古本願也十夜成末世法要也已上淨土之寶鑑出之
是亦從活陽高寺の十夜の経行の事なり
古字中以念と申用するの鎌倉迄の事なり

△ 鎌倉迄の十夜會

○ 光明寺縁起日十夜法事
 移淨土宗由致者人皇百四代後土御門院御宇明徳四年春帝皇偏入專修門淨土三部經中別而弥陀經常持

敷信不淺故詰詔天下念仏宗門人被召此經達者厥頃
 相列鎌倉光明蓮華寺長蓮社觀譽上人者自元祖吉水
 上人十代正脉因山記主禪師八代嫡附通達一代藏經
 有一宗真美懸鏡之譽此由達敷聞被召宮中賜講經宣
 旨並一卷弥陀經今在于光明寺上人入殿明忘三月限三七日
 令講說畢帝敷感餘重勅曰聞真正極樂寺例時行法引
 声弥陀經希代將來也聖者願者於朕殿成其法要忘此
 敷慮聽集真如堂徒衆視譽上人勤導師儀或引声弥陀
 經并引声念仏勤行帝敷信不淺而近臣有勅回曰先皇
 拜誦德僧而有授官之例乎智臣考奏言於念仏先達者
 源空三代後白河戒師良忠二代後嵯峨戒師封官者
 傳聞源空賜香衣上人號又良忠自深草上皇被送紫衣
 法具其上被謚記主禪師帝者敷聞朕所思但聖者請所
 思賞之時觀譽奏曰於殿所勤行引声弥陀經念仏慈覺

大師將來自生身文殊大聖傳焉永弘通和朝是偏獨苗
 念仏之仏勅也唯願引声誦經並十夜法要移吾精舎而
 永備淨土勤行帝有告勅群臣引声誦經念仏并十夜法
 事有可為淨土宗軌範之勅許其上被贈紫衣從是光明
 寺持常紫衣職也自是於淨土門日本一州可為念仏道
 場處每年成十月十夜勤行者也已上淨土○此の經の
ありまのりて法の宗門十夜念仏の儀又引声誦經并引念
仏十夜の法要とすとの勅代えありて守りて今永弘通和朝
保此經を撰りて守りて殊極を法舎とすや

○真福寺法華會の一日 ○元亨釈書資治表 日齋明天皇
 三年冬十月鎌子於山列陶原家創山階精舎正月部
正注之
公儀根原自真福寺乃法華會九月廿一日七日の同勅ありて此法の大会
とありしは是十月廿一日也園宮内麻原の山よりとあり園地神上法華會を創
公儀根原の師ありとありて又の法ありて始て此法を講じたりとあり

朝廣說修學始卒竟右服而卧全文脫畧 ○雍州府志曰
 柶尾山号高山寺法性房尊意用基明惠上人再與春日
 明神時々影向親見明惠他人不得拜昼所宅間畫工傳
 則殞余宅間誓謂朝拜神顏夕死有何恨神忽現相宅間
 拜寫之喜而飯京時於鳴滝北野外墜馬而死此昼像在
 今云每年十月十二日十三日有與供養山下農夫一夏
 耕種時不覺所殺之虫有幾許恐殺生罪東西兩村兩日
 各供米穀修施齋是為死虫供養也

○東寺灌頂十三日

○拾芥抄日十月十三日東寺

灌頂 兼和十年十一月十六日拾日忘為國家於東寺
 定真言宗傳法職位并結縁灌頂事之長治元年被始置
 尊勝寺灌頂永久三年九月權僧正寬助於禁中依御藥
 修孔雀經法修中得効驗仍被勸賞申請云以東寺恒例
 結縁灌頂如舊永為公家御願准三會以小阿闍梨次茅
 被任僧綱云同廿五日 宣下依請者以阿闍梨行還為
 小灌頂阿闍梨其後當寺僧不動尊勝寺以延曆園城兩
 寺始之 永久五年十月十三日權僧正寬助申下宣旨
 立為式日即灌頂阿闍梨次茅任僧綱 此後經年如常

○御影傳

○日蓮上人略傳日上人姓三國

氏父遠州主貫名重實次男重忠後堀川宇貞忘元壬午
 二月十六日降誕于 州天福元年十二 登清澄山道
 善房忘元元年十八歲初冬得度祈虚空藏淨律禪密并

台宗涉獵遊學十五年建長五癸丑四月廿八日三十二
 歲始大悟於清澄山獅子吼從曼弘正法文忘元年上安
 國論時賴公弘長元年四十歲在迂豆別謂之御難日經
 三秋文永元年四十二歲房州東条刀杖難謂之御難日十月十日改相州謂之御難日十一月十日
 原御九月十二日赴竜口是日謂竜口御難日十月十日改相州謂之御難日十一月十日
 居佐別四寒暑日十一年五十三被赦免後入身延山建
 治三後弘安五年壬午六十一歲大化畢十月十三日武
 州池上金吾家入濕盤日六年十月十三日於身延山六
 老僧執行祖師忌辰云云○高代乃て是蓮宗門の傍依毎十月十日
 沙彌海之祖依を承り種々の業及修習未平和修養遂に巧を
 能く此の海の盛衰を辨く他宗の男女を和群するを以て守戒信念を限
 るに在り此の祖依とあり惟具慶有由書す

○下元日 十六日 ○事林廣記丁集聖真降會章曰三
 元齋日正月十五日上元云云七月十五日中元云云十月十

五日下午元五炁水官主録百司上詣天闕進呈世人罪福
 之日大宣崇福謝過○又下云下元水官下降人間檢察
 善惡事下元九江水帝十二河源溪谷大神与賜谷神王
 水府冥官同下人間按定罪福○兩京新記曰太平真國
 五年十月下元京城始張燈如上元之夕至淳化元年之
 月始罷中元下元張燈○春明退朝録曰唐太宗時三元
 不禁夜上元御乾元門中元下元御東華門而上元游觀
 独盛 形勢ありて上元中元の燈美はゆるい下元は多事あり

△水官解厄日
 注玄冥水官之臣少皞氏之子曰脩曰熙相代為水官尤
 傳云脩及熙為玄冥是也○正一修真旨要曰下元三品
 鮮厄水官士録百司檢察人間善惡○これ以上の條を向て
 事なく和氣を治すにこそ御事難く好赤淨佛の事より教を
 奉侍するに成るべきと死を修するなり

介赴相別館龜谷山副元帥平時頼延府裏受菩薩戒
 弘安三年春示微疾入夏重移常樂庵文志上皇院遺
 官医眇病山明丞相入山回病秋少恙衆皆喜介曰霜葉
 暫休零豈久之乎十月朔鳴法鼓集衆於庵祝聖畢宣出
 世始卒終召大衆曰卻後十五日聖返本寺法堂宝華王
 座上說未後句入大涅槃後顯等曰和尚先病淹羸奉勸
 凡冷惡不便身相議而不許十六日日灑掃房宇晚間客
 來黄昏果越後之無傳至曰我去聖還本寺法堂欲唱涅槃
 諸徒不可以到乎今也與子相見且幸矣然我不出今
 夜而已又曰今幾時侍僧曰鄉雜唱介乃上禪倚諸徒乞
 遺偈便書曰利生方便七十九年欲知端的佛祖不傳投
 筆而逝定壙之後林竹愛白桐樹自枯正和始賜謚回師
 國師之号始于介矣全文拾一 本書往見 ○ 尚書每十月の祀縁を重
 之て法寺を安んずる但重縁の縁 又ふの縁 十七日にて正のまを以て夕日乃ひて又

又言寺屋の爲事をして居るありては法を傳へばり南の付室に居るが
 の後起るも法をよみて居るに訪人等とあるのありきも好まらざりて
 前通に法を傳へるに好まらざるに據て自ら居るも亦城のて北祝
 する位同二月初辛を行厨の始り十月南の山を以て行厨の終りとせり
 子も其家付お世多しと云ふ一二と化す

用山堂 聖一四師係 掛持 勅諭聖一四師抄の院の上 寺の長福 聖一和為
 支那の寺なり 常中我淨徑山東剛 ありき事 普福康寧 上堂 小参 普説
 念彌巡堂 淋行 東拂 遷仏場 説戒 普門院 勅賜兼天得寺
 田余二幅の上 十幅 無準遺偈一飯 用山影 自發 東煙 每才天 西煙
 千手観音 無準像 空殿掛持 無準自畫自賛 九七枚後 用山歌 歌
 無準像 日修書之儀 普門院付嘱状 宗風圖大小三幅 無準像 天台血脉
 戒牒 度牒用山 抄 聖法祝言 詠時 維摩 聖徳 臨濟安住 聖舟
 東福寺園割 軍社係 聖法祝言 無準印可状 用山遺摩具 柱杖
 拂子竹篋 佛法要書 楊波 胎産 密唐 羅漢系天 抄卷中 抄卷中
 無準以上四帖有

○一向宗御方紙

村岡清法師の所書と云ふに中西^西の如く八世蓮如上人の御方紙に東成親王の
 存^抄今^抄のあり集紙の法今の而中も好も毎に十月をとり廿八日
 活^抄りある法文に因縁親王上人の御方紙より集紙をとり○又同親王
 西を去る在而南園てある由を云々法陽院の御方紙を云々○又同親王
 山十世蓮如上人の御方紙より集紙をとり○又同親王
 正同の御方紙と云々の御方紙より集紙をとり○又同親王
 大なるおらるる御方紙の御方紙より集紙をとり○又同親王
 之御方紙より集紙をとり○又同親王
 御方紙より集紙をとり○又同親王
 大なるおらるる御方紙の御方紙より集紙をとり○又同親王
 わりたり御方紙の御方紙より集紙をとり○又同親王
 八の御方紙より集紙をとり○又同親王
 元^抄の御方紙より集紙をとり○又同親王

